

令和3年度第12回教育研究評議会議事要旨

日 時 令和4年3月22日（火） 17時59分～18時25分

場 所 オンライン会議（Zoom活用）

出席者 22名

穴沢学長，江頭理事（総務・財務担当副学長），鈴木理事（教育担当副学長），
近藤副学長，高橋評議員（保健管理センター所長），副島評議員（言語センター長），
平沢評議員（情報総合センター長），佐野評議員（CGS教育支援部門長），
プラート評議員（CGSグローバル教育部門長），
李評議員（CGS産学官連携推進部門長），小林評議員（国際連携本部長），
劉評議員（経済学科長），乙政評議員（商学科長），才原評議員（企業法学科長），
大津評議員（社会情報学科長），沼田評議員（一般教育系学科主任），
片桐評議員（現代商学専攻長），中島評議員（経済学科教授），
河森評議員（企業法学科教授），加地評議員（社会情報学科教授），
中川評議員（一般教育系教授），籟本評議員（アントレプレナーシップ専攻教授）

公欠者 2名

伊藤評議員（商学科教授），齋藤評議員（アントレプレナーシップ専攻長）

欠席者 1名

ホルスト評議員（言語センター教授），

議事に先立ち，穴沢学長から，3月4日開催の本評議会の議事要旨の確認が行われた。

議題1. 言語センター長の選出について

穴沢学長から，言語センター長の選出について，学部・大学院合同教授会での審議結果を踏まえ，山田久就教授を選出する旨提案があり，審議の結果，原案どおり承認された。

議題2. 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程の一部改正（案）について

穴沢学長から，審議資料2に基づき，国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程の一部改正（案）について諮られ，審議の結果，原案どおり承認された。

承認後，穴沢学長から，本件について，3月28日開催の役員会に附議する旨発言があった。

議題3. 小樽商科大学グローバル戦略推進センター規程の一部改正（案）について

穴沢グローバル戦略推進センター長から，審議資料3に基づき，小樽商科大学グローバル戦略推進センター規程の一部改正（案）について諮られ，審議の結果，原案どおり承認された。

承認後，穴沢学長から，本件について，3月28日開催の役員会に附議する旨発言があった。

議題4. 小樽商科大学グローバル戦略推進センターギャップイヤー推進室規程の制定（案）について

穴沢グローバル戦略推進センター長から、審議資料4に基づき、小樽商科大学グローバル戦略推進センターギャップイヤー推進室規程の制定（案）について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

承認後、穴沢学長から、本件について、3月28日開催の役員会に附議する旨発言があった。

議題5. 小樽商科大学グローバル戦略推進センターグローバル教育部門規程の一部改正（案）について

プラートCGSグローバル教育部門長から、審議資料5に基づき、小樽商科大学グローバル戦略推進センターグローバル教育部門規程の一部改正（案）について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

承認後、穴沢学長から、本件について、3月28日開催の役員会に附議する旨発言があった。

議題6. 小樽商科大学国際交流会館規程の一部改正（案）について

プラートCGSグローバル教育部門長から、審議資料6に基づき、小樽商科大学国際交流会館規程の一部改正（案）について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

承認後、穴沢学長から、本件について、3月28日開催の役員会に附議する旨発言があった。

議題7. 国際連携本部規程の一部改正（案）について

小林国際連携本部長から、審議資料7に基づき、国際連携本部規程の一部改正（案）について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

承認後、穴沢学長から、本件について、3月28日開催の役員会に附議する旨発言があった。

議題8. 小樽商科大学履修方法等に関する規則の一部改正（案）について

鈴木商学部長から、審議資料8に基づき、小樽商科大学履修方法等に関する規則の一部改正（案）について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

議題9. 国立大学法人小樽商科大学男女共同参画推進委員会規程の全部改正（案）について

穴沢学長から、審議資料9に基づき、国立大学法人小樽商科大学男女共同参画推進委員会規程の全部改正（案）について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

承認後、穴沢学長から、本件について、3月28日開催の役員会に附議する旨発言があった。

議題 10. 国立大学法人小樽商科大学ハラスメント相談室細則の全部改正（案）について

穴沢学長から、審議資料 10 に基づき、国立大学法人小樽商科大学ハラスメント相談室細則の全部改正（案）について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

承認後、穴沢学長から、本件について、3月28日開催の役員会に附議する旨発言があった。

議題 11. 小樽商科大学附属図書館利用規程の一部改正(案)について

江頭附属図書館長から、審議資料 11 に基づき、小樽商科大学附属図書館利用規程の一部改正(案)について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

承認後、穴沢学長から、本件について、3月28日開催の役員会に附議する旨発言があった。

審議終了後、構成員より以下の意見等があった。

○来年度から理事長が出席することで意見を言いにくくなるということはないか伺いたい。

→出席者にかかわらずご意見等があれば積極的に発言していただきたい。

次回の開催日程等

次回の教育研究評議会は、4月1日（金）10時00分から開催する予定である。

以上